

一橋大学院生寮入寮ガイダンス

—新入寮生のみなさんへ—

2010 年度上半期執行部	寮長	山中 翔太郎（社研）
	副寮長	劉 洋（経研）
	副寮長	杉山 愛（社研）
	副寮長	田中 優希（商研）
	副寮長	間中 拓登（国公）

はじめに

本日のガイダンスでは、寮生活を送る上での諸々の注意点について説明を行います。その際、まず大前提として確認していただきたいのは、院生寮が単なる居住施設ではなく、寮生が相互に支えあい、助け合う、一つの共同体として存立し、この共同生活を維持・発展させていくために、寮自治のもと全寮生が自治活動に参加しているということです。詳しくは以下で説明しますが、こうした共同生活・寮自治に対する理解と参加なくしては、私たちはみなさんを院生寮の一員として迎えることはできません。みなさんにはガイダンスの一連の説明をお聞きになったうえで、ガイダンスの最後で最終的な入寮の意思決定を行っていただきます。

今日のガイダンスの内容・進行

1. 院生寮より
 - 1) 院生寮の成り立ちと寮自治活動について
 - 2) 寮生活の主なルールについて
 - 3) シックハウス症候群について
 - 4) 入居にあたっての注意事項
 2. 施設案内
 3. 入寮意思及び入居日等についての確認（アンケートへの記入）
- 散会

(1) 院生寮の成り立ちと寮自治活動について

最初に、寮生活の具体的なレベルにおける個々の注意点を説明する前に、寮での共同生活の土台をなしている寮自治の位置づけとその具体的な活動内容についてみていくことにしたいと思います。別紙の「一橋大学院生寮のしおり」も参照しながら聞いてください。

【院生寮の存立そのものの条件として】

- ・十分とはいえないにせよ、これほどの設備が整った、しかも廉価な院生寮は、全国各地を見渡しても他にはないでしょう。文科省が院生寮の存在を認めていないなかで、こうした比較的恵まれた院生独自の寮の存在は、決して大学側のご厚意によって恵み与えられたという性質のものでは決してなく、劣悪な生活・研究環境の中で困窮にあえぐ院生が自らの切実な要求を掲げ、長期にわたる粘り強い交渉の末に勝ち取ってきた、自治運動の所産に他なりません。
- ・現在も院生寮の存在そのものは制度的に保障されたものではなく、形の上では、この小平の建物を一部「間借り」している「暫定寮」の域を出ない、極めて不安定な存在に他ならないのです。である以上、今後も院生寮の確固たる存立を求めて、寮生が団結し運動を進めていくことが不可欠です。運動の停滞は、すなわち院生寮の存続そのものの死を意味します。

【よりよい生活環境をつくっていくために】

- ・同時に、私たちの居住環境をめぐる個々の具体的課題を解決し、よりよい生活環境を形成して行く上でも、寮自治が極めて大きな位置づけを持っていることも忘れてはなりません。
- ・例えば、後に説明するシックハウスの問題にしても、単に少数の寮生の問題に捨て置くのではなく、寮自治のもと全寮生の問題として要求を普遍化し、継続的に取り組んできたからこそ、シックハウス対策の一定の前進が獲得されているわけです。
- ・また、客観的に見て、国立大学の法人化以降、大学の国への経済的な従属が強まる中、寮自治が存在しなければ、私たちは自分たちの抱える要求を大学に伝えるすべを持たず、今後さまざまな制度の掘り崩しが生じることは容易に予想されます（現在でも大学による新聞購読制度が廃止されたり、今後寮費の値上げが検討されたりしているなどの問題があります）。
- ・また、寮内の課題を大学の管理にゆだねるのでなく、自分たちで解決を図ることが許容されていることも寮自治の大きな機能です。例えば、外来者の宿泊は大学の規則では認められていませんが、寮自治における裁量のもと一定の条件で認められていることなどが挙げられます。

【1人はみんなのために、みんなは1人のために】

- ・こうした寮自治は、単に特定の個人の自己犠牲的な努力によって成立するものでも、また強制によって外的に維持される形式的なものであってもなりません。個々の課題を、単に個人の自己責任に帰着させてしまうのではなく、寮生全員がそれらを相互の主体的課題として自発的にとらえ、共に支えあい、知恵を出し合いながら解決を図っていく、こうした相互扶助の理念が、なによりも寮自治の基礎となっていることはいくら強調してもしすぎることはないでしょう。こうした観点からも、みなさんの寮自治への主体的参加を声を大にして呼びかけたいと思います。

さて、こうした寮自治の位置づけを理解していただいたうえで、以下では寮自治の具体的なありようについて説明していくことにします。

【自治組織形態】

①寮生大会：院生寮自治会の最高意思決定機関。3月と8月を除いて原則毎月開催される。全寮生は

↑ 必ず参加しなければならない。

②寮委員会：執行機関。寮長・副寮長と各小委員会責任者（現在は月番）によって構成される。

↑

③各小委員会：「新寮建設問題対策委員会（新寮委員会）」、「フロアリーダー会（FL 会）」、「入退寮委員会」、「会計委員会」、「会計監査」

↑

↓ …… このほか独立した委員会ではないが、「定点観測」が存在

④寮生：全寮生はいずれかの小委員会に所属するとともに（任期は半期）、毎月の寮生大会に出席する。

【寮生大会について】

- ・寮生大会は、3月と8月を除いて、毎月1回開かれます。全寮的な問題に関して、寮生全体が討議に参加します。寮生大会では、今寮で何が問題になっているのかを寮生全体で共有し、それをどのような形で解決して行くのかを最終的に決めます。毎月出席し、積極的に討議に参加することも、自治活動の大きな役割です。
- ・全寮生は毎月必ず出席しなくてはなりません。やむをえない事情で欠席する場合は、事前に「委任状」（所定の様式、各階補食室に設置）を寮長に提出して、欠席の承認を得なければなりません。
- ・3回以上連続で欠席した場合は、寮委員会で理由証明の義務を負います。その理由如何によっては、寮での共同生活を続ける意思がないものとみなされ、退寮勧告の処分が適用される場合があります。
- ・寮生大会は、下旬～月末に開催されます。詳しくは、各棟入り口付近のホワイトボードで告知いたします。

【執行部・委員会の各期編成】

- ・寮生は、執行部（寮長・副寮長）を務めるか、上記のいずれかの小委員会に所属し、具体的な寮自治の活動にかかわります。
- ・執行部と各小委員会の編成は、上期（5月～10月）と下期（11月～4月）に分かれて行われます。寮生は1年のうち、半期の期間中、委員会に所属することになります。
- ・編成は各期の終わりの寮生大会（4月、10月）に行われます。基本的に、その月にフロアミーティングを開催し、そこで委員会編成を事前に決定します。

【各委員会の活動内容】

各小委員会は月に一度委員会を開催し、それぞれの委員会の抱える課題について討議し、寮生大会で報告ないしは提案します。具体的な課題を実際に検討する機関です。所属する寮生は、毎月の会議へ毎回出席しなければなりません。

〔執行部〕

寮長と副寮長（数名）によって構成されます。寮全体の要求を代表し、大学との院生の要求を結ぶパイプ役として、当局との交渉にあたります。その他寮内の問題を総括し、寮運営を統括します。

〔新寮委員会〕

執行部とともに、大学での交渉を要する要求にかかわります。具体的には新寮建設運動や、院生寮枠拡大、シックハウス対策の要求などを扱います。その他、寮の自治形態に関わる問題などに取り組みます。寮自治の花形的な存在です。原則として、新規入寮生は入寮1年目の上期か下期のどちらかに新寮委員会に所属します。詳細は、所属委員会を決定する4月のフロアミーティングでお知らせします。

〔フロアリーダー会〕

各フロアの施設管理、寮備品管理、衛生管理、シックハウスの啓蒙・予防活動など、生活上の身の回りの問題について取り組みます。

[入退寮委員会]

入寮や退寮に伴う諸々の業務を扱います。今日の居室案内も入退寮の仕事です。

[会計委員会]

寮費の徴収や自治運営費の管理を担当します。二期連続して当委員会に所属することはできません。

[会計監査]

自治運営費の会計処理が適正に行われているかの監査を担当。

以上、私たちの寮生活が、こうした自治活動によって支えられていることを肝に銘じていただき、自治への参加の意思を持って入寮の意思決定を行ってください。

(2) 寮生活の主なルールについて

つぎに、寮生活における基本的なルールについて説明します。繰り返し強調しますが、院生寮は寮生が互いに支えあいながら生活を営む共同生活の場です。また、院生寮が居住施設であると同時に、寮生が研究を行う研究施設という機能を有していることにも注意してください。良好な居住・研究環境の保全のため、以下で紹介する寮内のルール・慣行を遵守した、良識と節度を持った生活を心がけていただきたいと思います。

寮内のルールについては、「一橋大学院生寮慣行集」と「一橋大学院生寮寮則」（各居室の備品）に詳しく記されておりますので、入寮する方は必ず熟読しておいてください。

<小平国際キャンパス構内図>

【院生寮概観】

- ・院生寮には百数十名（定員 140 名）の院生が所属し、共同生活を営んでいます。
- ・院生寮生は、国際学生宿舎 A 棟 7～9F、一橋寮棟の N 棟 1～4F と S 棟 1～4F に居住しています。

A 棟（42 室）7～9F：男女混住
N 棟（73 室）1～2F：男、3F：男女混住、
4F：女
S 棟（25 室）1F：男、2F：女、3F：女、
4F：男女
※S 棟には留学生も居住しています。



- ・新入寮生のみなさんは、A・N・S 棟のいずれかに入居することになりますが、留学生も居住する S 棟については、院生と留学生の分住化計画（フロア間での住み分け）の途上にあるため、新入寮生は 1F・3F のみへの入居になります。ともあれ、留学生との混住はしばらく続きますので、積極的に留学生と交流を持つ意思のある方を、優先的に S 棟に割り振りしたいと思います。

【寮費等の支払い】

〔毎月の寮費〕

①寄宿料（月額 5,900 円）、②共益費（月額 2,000 円）、③定額水道料（478 円）、④共用部分（補食室、シャワー室など）の光熱水費（月 2000 円程度）、⑤各居室の電気料の合計金額が毎月徴収されます。合計で月額 12,000 円程度です。

〔入館料〕

- ・入寮時には入館料 3 万円を納付することになっています。納付した入館料は、退寮時に返金されます。
- ・ただし、退寮時にはクリーニング代（9,450 円：全寮生）とベッドパット代（945 円：使用者のみ）が差し引かれます。また、万一居室の備品や家具に破損が生じた場合、修繕費用は入館料から補填されることがあります。

※これらの支払方法は、原則みずほ銀行（国分寺支店）の口座引落としになっています。入寮後プラザ管理室で口座開設の手続きをとって下さい（その際住民票が必要になります）。なお、現金支払いも可能ですが、職員さんの手間を考え、できるだけ口座引落としでの支払いに努めていただきたいと思います。

〔自治会費〕

- ・寮生は半期ごとに自治会費 2800 円（年額 5,600 円）を寮自治会に納入する義務を負います。自治会費は自治運営を円滑に進めていく上で必要不可欠なものです。補食室の消耗品（洗剤・ふきん等）の購入や、自治活動の諸経費（寮生大会等各種会議の資料代等）、新歓コンパ費用、執行部への謝礼などに支出されます。納入を怠った場合、退寮勧告がなされる場合がありますので、ご注意下さい。
- ・支払いは、原則各期のはじめの寮生大会（5 月、11 月）の開会前・閉会後に徴収しています。なお、現在自治会費の額について寮内で議論が継続されており、今後変動する可能性があります。
- ・2010 年度から、建物内原則全面禁煙（居室も含む）となりました。よって、喫煙によって壁紙が変色した場合や臭いが染み付いた場合には、退寮時に壁紙の張り替えを求められる可能性（もちろん費用は自己負担です。約八万円）があります。また、居室の窓を開けての喫煙は、近隣の居住者の迷惑になる場合がありますので、この点も含め、喫煙にはご配慮いただきたいと思います。なお、言うまでもないことですが、寝煙草・ポイ捨ては火災の原因になりますので、くれぐれもご注意下さい。
- ・たまった吸殻は、各階に専用のアルミ製のゴミ箱が設置されていますので、そちらに捨ててください。
- ・寝煙草および、たばこのポイ捨て、居室内での石油ストーブ・電気ストーブの使用は、火災の原因になりますので厳禁です。

〔一般ゴミ〕

小平市指定の分別方法に従い、所定の場所（各階補食室、各階ゴミ集積コーナー）に捨てて下さい。各階補食室に、分別方法が記されている冊子「私のまちのごみと資源の出し方」（小平市）を設置しておりますので、詳しくはそちらをご覧ください。

〔粗大ゴミ・家電ゴミ〕

所定の手続方法に従い、個人の責任において廃棄願います。手続の方法は上記冊子に記されておりますのでご確認ください。一般のゴミコーナーに捨てても回収されません。くれぐれも不法投棄はおやめ下さい。

【資源ゴミ】

ダンボール、古紙、古布（古着）などの資源ゴミについては、各階に資源ゴミの集積コーナーがありますので、そちらにお願いします。

【寮生以外の宿泊】

- ・本寮は研究施設としての機能も有するので、外部者が寮生の居室に宿泊することは、閑静で良好な研究環境を保つ意味においても極めて例外的なものでなければなりません。やむを得ない事情によって外部者を居室に宿泊させる場合は、他の寮生にその旨を十分に知らしめる義務を負います。
- ・寮内の「外来者宿泊ルール」にのっとり、宿泊手続を行ってください。所定の用紙に必要事項を記入し自階補食室に掲示します。その際、宿泊費（1人1日あたり200円）を各階のフロアリーダーにお支払います。手続き等の詳細は、各階補食室に設置の「外来者宿泊ルール」を参照ください。

【補食室（共同キッチン）の利用】

- ・食事や交流の場として利用されています。
- ・私物（食器類）を保管するスペースが各自に割り当てられています。決められたスペース以外の場所に私物が放置されている場合、放置物が処分されることがあります。

【シャワー室（洗濯機・乾燥機）の利用】

- ・A棟では、各階西側が男性用、東側が女性用になっています。一橋寮N棟は、1・2階が男性用、3階が共用で、4階が女性用です。S棟では、1階が男性用、2階が共用、3階が女性用、4階が共用です。他の寮生の迷惑にならないよう、十分配慮して使用して下さい。
- ・女性用・共用のシャワー室には、防犯上、暗証番号式のキーが備え付けられています。

【フロアごとの「ルールのようなもの」】

- ・補食室やシャワー室の使い方など、フロア内生活についてはフロア毎に「ルールのようなもの」があり、フロア内でのゆるやかな合意のもと生活が行われています。
- ・4月には、新入寮生の顔合わせもかねて、フロア毎に「フロア内会議」が開催され、フロア内のルールの確認や取り決めが行われます。必ずご出席下さい（詳細は各階補食室の掲示板でアナウンスされます）。

【宿舎備品】

- ・各居室の家具とレースカーテン、補食室・シャワー室の主要な設備、各階倉庫内にある掃除機、布団乾燥機、アイロン等は宿舎の備品です。私物化はご遠慮ください。
- ・インターネットは個人で契約します。詳しくはプラザ管理室まで。
- ・居室に設置されている電話は内線のみ無料で使用可能です。外線を使いたい場合は個別に契約（インボイスのみ）する必要があります。詳細についてはプラザ管理室にお聞きください。

【寮備品】

私物の保管場所以外に置いてあるものは、基本的に共有品です。

【私物管理】

各階の倉庫に私物を置くことは禁止されています。各棟居室玄関脇のパイプスペースにも私物を置くことはできません（消防上の理由）。また廊下に荷物を置くことも禁止です。原則、私物は居室以外の場所にはおいてはいけません。

【寮内の連絡】

[全寮的な連絡]

全寮生に関わる連絡事項（寮生大会や各委員会の日程のお知らせやプラザからの連絡事項）は、各棟入り口付近に設置のホワイトボードにてアナウンスを行います。

[各フロア内の連絡]

また、各フロア内での連絡事項については、各階補食室のホワイトボードに記載・掲示されるほか、フロア内のメーリングリストで行われます。

※連絡事項を見なかったことによる寮生の不利益は、その寮生が一方的に負うことになるので注意してください。

【居室のセカンドハウス利用（禁忌事項）】

本寮を生活の拠点とせず、セカンドハウスや荷物置場のように使用することは厳禁です。万一そのようなことが行われていた場合は、退寮勧告の対象となります。入居の希望がありながらも、入寮選考により入寮を断念せざるを得なかった院生が多数存在することを配慮してください。

【長期不在】

上記と関連しますが、留学や調査等で1ヶ月以上にわたって連続的あるいは断続的に寮を不在にする場合は、必ず寮長に**長期不在届**を提出して下さい。必要書類は各階補食室に備え付けてあります。3ヶ月以上寮を不在とする場合は、慣行として退寮していただいております。

※ 以上の点については、実際生活する上で、いろいろとわからないところが出てくるかと思います。入寮時には各階のフロアリーダーさんの連絡先を教えますので、わからないことは遠慮せずお聞きください。

（３）シックハウス症候群について

健康に関わる大切な事項です。別紙の「院生寮におけるシックハウス症候群の現状と対策について」を参照してください。

（４）入居にあたっての注意事項

入寮前に着くように宅配便などで本寮に荷物を送ることはできませんので、あらかじめご了承下さい。先に引越し荷物等だけが到着しても、一時的に預かる施設やスペースが本寮にはありません。

入居にあたって、まず、事前にご指定いただいた入居日・時間帯（後ほど確認致します）に本寮に来て下さい。当日の連絡は、担当の入退寮委員と連絡をとりあってください。**交通事情などで寮への到着が遅くなる場合には、必ず担当の入退寮委員に連絡してください。**

担当者が参りましたら、その者が居室までご案内し、**備品チェック**を行います。その際に、気になるところ

があれば、遠慮せず担当者に申し付けください。

備品チェックの際、担当者から**居室の鍵**を受け取って下さい。

その後、**プラザ管理室**にてクリーニング済みのベッドパッド（任意で借りることができます。貸与を受けた場合は退寮時に返却し、クリーニング代は入館料より差し引かれます）と、寮費の引き落としの手続き用紙（後述）を受け取って下さい。これで入居手続きは完了です。

→ 入寮の流れの詳細については、別紙「入寮について」をご参照ください。

※プラザ管理室　：窓口受付：平日の9：00～18：00（土日祝は休館）
　　　　　　　　　：外線（042）-349-0039

入寮意思及び入居日等についての確認

- ・以上を踏まえた上で、最終的な入寮の意思確認を行います。入寮を希望する方は、別紙のアンケートにご記入下さい。以上の寮生活が困難と判断される方は、入寮はご辞退下さい。

以上